

## 会 議 録

内容承認	公開・非	<開催日>平成 25 年 1 月 21 日(月) <時 間>13:00~15:38 <場 所>新館 4 階 第 1 委員会室	<傍聴人数> 0名 <傍聴室> 新館 4 階 第 1 委員会室
阿部委員長	公開の別		
承認	公開		

<名称> 平成 24 年度第 2 回岸和田市自治基本条例推進委員会（第 3 期）

<出席者>

（自治基本条例推進委員会委員出欠状況）○は出席、■は欠席

阿 部	的 場	岸 田	黒 石	木 下	小 南	今 給 黎	沖 藤	櫻 井	松 本	次 井	中 村	稲 富	野 路
○	○	○	○	○	○	■	○	○	○	○	○	○	○

事務局) 西川企画調整部長、政策企画課：梶野課長、菅本担当長、中野主査、仲村担当員

<議題>

- ・自治基本条例の現状と役割について
- ・条例改正の検証
- ・第 2 期推進委員会建議内容に対する各課の取り組み状況の報告
- ・今後の委員会の持ち方について
- ・条例推進の方策について

<概要>

1. 自治基本条例の現状と役割について

阿部委員長から、別紙資料「自治基本条例の現在」に基づき講演。

●主な質疑や意見

（委員）

市民意識調査などを利用し、自治基本条例の中身の認知度について、継続的に追跡調査をしてはどうか。条例推進のポイントを探っていく必要がある。

（委員長）

市民の利害に直接関わらない部分の認知度を上げるのは難しい。アンケート調査は費用のかかることなので、どこまで投入していくのかという問題がある。市政モニター制度を使って調査すれば比較的費用はかからない。

（事務局）

市民意識調査は、総合計画の進行管理を目的として毎年実施しているが、自治基本条例に特化した質問項目はない。これまでの推進委員会でもご意見をいただき、イベントを開催するなど市民への周知策を行ってきた。今後は新しい試みを考える必要がある。職員に対しては、「チャレンジ 25 問」という条例に関する質問を実施し、意識啓発に努めてきた。今後も

継続的な啓発が必要であるとする。

(委員長)

自治基本条例は、担当課だけでなく全庁的に関わる条例なので、全庁的に意識を高める必要がある。

(委員)

パブコメに意見を提出し、担当課に問合せたところ、自治基本条例の意識が行き届いていないように感じた。

(委員長)

市民の権利として、行政に訴えていくことも大事である。

(委員)

条例周知の良い事例があれば教えてほしい。「公共心」について具体的に聞きたい。

(委員長)

どこの自治体も決め手を欠いており、周知策を模索している状況である。小さい自治体の方がやりやすく、大きくなるほど縦割りになりがちである。「公共心」については、町会活動などをもっと根付かせ、引き継いでいかないといけない。

(副委員長)

市民の条例自体の認知度は、あまり重要ではないと考える。行政が市民にどれだけ近づこうとしているかということが、市民にどれだけ伝わっているのが大事である。そういう議論ができればと考える。

(委員長)

条例を意識しなくても、その理念である市民参画や協働が機能している状態が、良いのかもしれない。

## 2. 条例改正の検証

### (1)自治基本条例

- ・事務局から別紙資料（1～7頁）に基づき説明する。
- ・住民投票条例における不在者投票の規定の件は、調査のうえ、次回以降、具体的に提示する。
- ・審議会の位置付けに関する条例改正の件。本市の審議会を整理し、必要なものは附属機関条例で明確に規定する。それに伴い、自治基本条例に推進委員会を規定する必要がある。第33条第3項で、自治基本条例を改正する際は、推進委員会の意見を聴取すると明確に規定するという提案。
- ・自治基本条例に追加する項目があるかどうかの検証が必要である。他市の条例を参考に議論をお願いしたい。

### ●主な質疑や意見

(委員)

市の体制が変わった場合が不安である。自治基本条例の中に、推進委員会の規定を第33条とは別に定めてほしい。

(委員)

条例策定時は、市民の意見を聴くことは当然のこととして定めた。意見を聴取する方法として、パブコメや推進委員会がある。市民の意見を聴取するという表現で十分と考える。

(委員)

同様の意見である。現行の第 33 条の規定で言い得ているのではないか。

(委員)

市民の意見を聴取する方法は、手続き的な項目なので、条例に規定しなくても良いと考える。

(委員長)

事務局の提案は、条例に推進委員会があるということを規定するというものである。

(委員)

それなら異論はない。

(委員)

10 年後、20 年後、条例が定着し、推進委員会が不要になる可能性もある。条例に規定すれば、逆にがんじがらめになるという懸念もある。

(事務局)

次回、他市の状況も合わせて資料提示する。

(委員長)

他に追加する項目についてはどうか。

(委員)

自治基本条例策定時に、盛り込むべき項目をいろいろ検討してきた。子どもの権利から男女共同までの項目は、条例の前文などに要素が含まれていると考える。唯一、危機管理の項目だけ抜けているようにも感じる。この項目を追加で規定するのかどうかを、議論しても良いのではないか。

(委員長)

男女共同参画以外にも、個別条例で規定している項目はあるのか。

(事務局)

現状では、男女共同参画推進条例だけである。しかし、個別分野の基本条例については、委任する方向性であり、特段、追加項目の必要性は低いと考えている。危機管理については、これまで議論していなかったので、議論の必要性があると考えている。

(委員長)

危機管理は大震災だけでなく、昨今では、鳥インフルエンザなどの有毒性の高い疾病に対処する、行政の体制も重要になってきている。

(委員)

危機管理といえば、防災と防犯だけである。今後は、鳥インフルエンザなども含めた危機管理を考えていくことが重要である。

(委員長)

危機管理についても原案などを資料提示してほしい。

#### ●総合計画の取り扱いについて

事務局より以下の点について説明する。

- ・地方自治法の改正により、総合計画基本構想の策定義務がなくなり、議会の議決事項ではなくなった。各自治体が独自に判断することになった。
- ・本市自治基本条例第 24 条には、総合計画を策定することは規定されている。

- ・第2期推進委員会では、議会の議決を経て策定すべきとの建議をいただいている。
- ・地方自治法96条第2項に基づき、議決事項を定めるのは、議会の権限である。議会事務局を通じて情報提供している。
- ・推進委員会事務局としても、議会の議決を経て策定すべきではないかと考えている。

●主な質疑や意見

(委員)

議会の議決事項にする必要がある。第2期の建議の意向を引き継ぎたい。

(事務局)

第5次総合計画策定時まで議論を置いておくとは考えていない。議会と協議しながら進めていく。総合計画基本構想以外にも議決事項が追加となる可能性もあり、その際は、関係各課とも調整していきたい。

(委員長)

議会のチェックを市長から要望するのは、違和感がある。推進委員会から議会に対し、市長をもっとチェックするよう要望する形になると考える。引き続き推進委員会の意向を議会へ伝え、協議を進めてほしい。

3. 第2期推進委員会建議内容に対する各課の取り組み状況の報告

事務局より別紙資料(8~13頁)に基づき説明する。

●主な質疑や意見

(委員)

調査の回答者は誰か。

(事務局)

各課で選任している自治基本条例・協働推進員を通じて、課としての意見を回答してもらっている。

(委員)

例えば、コミュニティ活動に関しては、公民館や福祉総合センターでの活動などを踏まえ、関連する課からも回答をもらいたい。1つの課だけではなく、複数の課からの回答が必要な項目もあるのではないかと。追跡調査をお願いしたい。また、第13条の職員の自主的な研究や活動を促進する取り組みについて、具体的に聞きたい。

(事務局)

人事課で職員自主研究グループ援助制度を実施している。現在3グループが登録している。年間運営費として3万円まで援助する制度であるが、3グループとも申請していないようである。

(委員)

建議と総合計画の進行管理を連動させてほしい。

(事務局)

現在24人の市民委員に参画してもらい、総合計画の進行管理を行っている。市民意識調査の主観的な数字と、各課からの客観的な数字で、目指そう値を設定している。数字の変化についての各課の考え方を示しながら、市民の役割、行政の役割という視点で議論をしてもら

っている。

(委員長)

建議の調査結果は公表しているのか。

(事務局)

推進委員会の会議録として公表している。

●事務局より自治基本条例制定後の変化について説明する。別紙資料（14、15頁）参照。

- ・ 議会は、議会基本条例を制定し、政策討論会などを実施している。
- ・ 市は、自治基本条例に基づき、新しい総合計画を策定し、現在、市民参画のもと、進行管理を行っている。また、分野別基本条例である男女共同参画推進条例を制定した。
- ・ 職員は、市民の意見聴取や、計画策定時の市民参画の必要性についての意識が向上している。
- ・ 市民は、パブコメ時のホームページアクセス数が増えている。
- ・ 今後は、議会は議会基本条例の具現化の取り組みを引き続き進めると聞いている。市は建議の進行管理や、各課の推進員の研修を行い、条例の普及に努める。対外的には、「広く市政に参画できる機会や、情報が保障されていると感じている市民の割合」の数値目標を達成できるように、施策を進めていきたい。

●主な質疑や意見

(副委員長)

庁内の変化を実感しているのか。

(事務局)

計画策定時の市民参画は、必要不可欠な項目となってきている。

(副委員長)

市民委員の実感はどうか。

(委員)

議会は議会基本条例ができて、本会議をCATVで生中継するなど、大きな変化があったと思う。

4. 今後の委員会の持ち方について

事務局より別紙資料（16頁）に基づき説明する。

●主な質疑や意見

(委員長)

今期の推進委員会では、前期のような作業部会は設けないがよろしいか。

(全委員)

了承。

5. 条例推進の方策について

事務局より別紙資料（17頁）に基づき説明する。

- ・ 次回までに新しいアイデアがあればお願いしたい。

●主な質疑や意見

(委員)

現在、市では市民活動団体を紹介した「岸活」の新冊子を編集しているが、自治基本条例の記事を掲載できないか。

(事務局)

担当課と調整する。

(委員)

出前講座の実績を聞きたい。

(事務局)

岡山町会から申込みを受けた他、民間企業や女性センターからも依頼を受け行った。

(委員長)

あくまで依頼を受けて行っているのか。

(事務局)

今後は積極的なPRも必要であると考え。内容も含め検討していきたい。

(委員)

広報きしわだへの掲載も継続してほしい。

(事務局)

他の記事を掲載したことで、条例の記事を掲載できなかったが、今後は復活させる。

6. その他

(委員長)

次回の日程は、5月20日(月)の午後1時半からでしょうか。

(全委員)

了承。

(委員長)

それでは、これで本日の委員会は終了する。

以上